

| | | | |
|---|--|--|------------------------------------|
| 申請者要件 | 法人（条例第2条） | | |
| 人員基準 | 区分 | 職種・資格 | 員数 |
| | 訪問介護員等の員数（第5条） | 従業者 ・訪問介護員等 介護福祉士又は法第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める者 ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修修了者 ④ 訪問介護員養成研修（1～2級課程）修了者 ⑤ 看護師、准看護師又は保健師 ⑥ 介護職員初任者研修修了者 ⑦ 生活援助従事者研修修了者 （※⑦は生活援助中心型サービスのみ従事可） | ・2. 5名以上（常勤換算方法） （サービス提供責任者を含む） |
| | サービス提供責任者 ・訪問介護員等のうち次のいずれかの者 ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員養成研修1級課程修了者 ⑤ 看護師、准看護師又は保健師 | ・常勤専従で、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1名以上 ・上記により1人を超える員数を配置しなければならない事業所については、そのうちの一定の員数につき常勤換算により非常勤職員をもって充てることができる。 ※【一部抜粋（平成11年老企第25号）】参照 | |
| 管理者（第6条） | | ・常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設の職務に従事可 | |
| 設備基準（第7条） | ・必要な広さの専用区画 （同一敷地内の他の事業所等と兼用する場合は必要な広さの専用区画） ・必要な設備及び備品等 | | |
| 第一号訪問事業の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第7条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |